

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市博多区諸岡二丁目9番13号

氏 名 福岡県産業廃棄物処理事業協同組合
代表理事 石川 成央

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和8年(2026年)1月11日
許可の有効年月日 令和13年(2031年)1月10日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、汚泥（洗車汚泥に限る。）、廃油、廃アルカリ、紙くず及び木くず以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和8年1月11日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。